

社会福祉法人錦岡福祉会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦岡福祉会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
ただし、法人職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいい、前項の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
なお、役員等が職務のため評議員会及び理事会等に出席したときは、役員の住所と法人事務所間の距離区分により次の交通費を支給する。

- (1) 片道10km未満のとき、1回につき1,200円
- (2) 片道10km以上のとき、1回につき1,600円

(支給基準の備え置き)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第45条の34に定める報酬等の支給の基準を記載した書類とし、5年間法人事務所に備え置くものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は 平成29年4月1日から施行する。